

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、〇事業場に採用され、介護支援専門員としての業務に従事していた。採用から〇センターに勤務し、その後、人事異動で平成〇年〇月〇日から〇センターに勤務した。

平成〇年〇月中旬から、前の勤務地〇センターでの書類不備について、事業場から複数回の呼び出しを受けて拘束され、複数の職員から請求人の業務のミスの責めや退職勧奨を受けるなどのことがあり、その様な状態が継続したため、平成〇年〇月〇日からは休業し、〇病院を受診し、「うつ状態、妄想性障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものとして監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

半年間にも及ぶ執拗なパワーハラスメントの実態資料、証人も数人あげているにもかかわらず、客観的にみて心理的負荷がかかる理由としないという決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

#### (1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月下旬に発症したと認められる。

#### (2) 業務による心理的負荷の評価

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日付で事業場に採用され、〇センターで介護支援専門員として3年間勤務した後、平成〇年〇月〇日付で〇センターに人事異動となった。

イ 人事異動後、請求人の前任地である〇センターでの業務に関して、請求人が介護保険の請求に必要な業務書類を記録していなかったことが判明し、担当施設長から数回にわたり呼び出しを受けた。その後、不足している記録については、補正できるものは補正し、補正できなかったものについては請求を一旦取り下げて再請求（減額請求）することとなった。

ウ 平成〇年〇月初旬から、請求人が新規利用者宅への訪問の約束を忘れたというミスを皮切りに、その後毎月のように請求人に対する何らかの苦情が外部から寄せられるようになり、業務改善指導のため、平成〇年〇月初旬以降から呼び出しを受けるようになった。

エ 請求人は、平成〇年〇月頃から介護支援専門員の担当業務を外され、私のことは「職場には来ているが、対外的にいないものとして認識するように」と施設長が会議の場で周知したこと、また、同じ時期に私が異動してもそこでできる仕事がない事務所に異動するという話が出た、全く業務上で関係のない遠い場所をわざと選んで異動命令をさせるなどのいやがらせを受けた。さらに、毎年9月に申し込みを行う健康診断で私のことは無視されたと述べている。

オ これらの出来事を、「職場における心理的負荷評価表」に沿って評価すると、アについては、具体的出来事「転勤をした」が適用され、その平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」、イ及びウについては、「上司とのトラブルがあった」が適用され、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

なお、エについては、精神障害発症後の出来事であるが、調査から請求人の申し立てる「いやがらせ」等に該当する事実は認められない。

カ 次に、心理的負荷の強度を修正する視点についてみると、ア「転勤した」については、転勤に伴う職種や職務の変化はなく、転居もしていないことから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正する。

イ及びウの「上司とのトラブルがあった」については、事業場による調査や指導は、請求人の不適切な業務処理に対して当然行われる措置であり、通常行われる指導の範囲内であったと判断さ

れ、呼び出し時の状況についても長時間の拘束や退職勧奨などの事実は確認できないことから、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正する。

また、出来事後の状況が持続する程度を検討する視点で評価すると、長時間労働や仕事の質の変化、職場環境の変化、支援の欠如などは特に認められなかった。

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因

業務以外の心理的負荷要因及び個体側要因については、調査の結果からは明らかとなっていない。また、個体側要因は特に問題は認められない。

(4) 以上より、本件の出来事の心理的負荷は「Ⅰ」であり、出来事に伴う変化等の心理的負荷も「相当程度過重」であったとは認められないため、総合評価を「弱」と判断した。

よって、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないことから、不支給決定処分を行ったものである。

#### 4 審査官の判断

(1) 精神障害発病の有無について

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F32 うつ病エピソード」を平成〇年〇月下旬に発症したと認められる。

(2) 業務要因について

当該期間で請求人の精神障害の発病に関与したと思われる業務による出来事としては、平成〇年〇月の〇センターから〇センターへ転勤した出来事と、〇センターへの転勤後に、〇センターでの業務における書類不備にかかわって、請求人が「平成〇年〇月中旬から6か月以上の間、事業場から何回も呼び出しを受け、顛末書の書き直しをその度に命じられた。」「呼び出しや私に対する非難など、事業場内での出来事のために、だんだん神経がすり減ってしまい、ぼんやりして約束を忘れるなどのミスが増えるようになった。そのことをまた事業場側に責められ、反省文を書き、ミスが増えるといった悪循環にはまった。」と述べている出来事が認められる。

前者の出来事は、判断指針「職場における心理的負荷評価表」の具体的な出来事「転勤をした」に該当し、平均的心理的負荷の強度は「Ⅱ」であり、後者の出来事については、判断指針の具体的な出来事「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

心理的負荷の強度を修正する視点について検討すると、前者は、転勤による職種や職務の変化はなく、また、転居を要した事情もないこと等からすれば、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正すべきものと判断される。後者については、請求人は、前勤務地での書類不備に関わること及び外部からの苦情に関する業務改善指導の呼び出しを会社から受けたことについて、「私1人に対して、大人数で職員が私に言葉で圧力をかけ続けた。彼らは、私のミスを責め、執拗に退職を勧奨した。」「彼らは、恐らく私を退職させたかったのだと思う。」「その出来事をきっかけに、組織ぐるみで私の粗探しを始めた。」と述べているが、会社関係者の申述は、請求人の前勤務地での業務の不備について、「日常業務の中で行わなければならない業務記録が全く作成されていないというものだった。」と述べ、また、外部からの苦情については、「苦情の内容は、主に利用者との面接などの約束や先方への連絡事項を忘れてしまうというものであり、苦情があったことに対する報告自体がなく、利用者等の話から発覚するという状態であった。」と述べるものであった。

呼び出し時の状況についても長時間の拘束や退職勧奨などの事実は確認できず、事業場による調査や指導は、請求人の不適切な業務処理に対して、当然行われる措置であり、通常行われる指導の範囲内であったと判断されることから、心理的負荷の強度は「Ⅰ」に修正すべきものと判断される。

出来事後の状況が持続する程度を評価する視点について検討すると、会社は、請求人の前勤務地における不適切な業務処理を把握した後、介護保険給付事務に関する研修を実施して業務の指導・援助を行っており、請求人に対する外部からの苦情には、会社として対応を行っていたことが認められ、また、長時間労働も認められず、その他の検討項目においても特段の状況は認められない。

したがって、出来事後の状況が持続する程度を検討する視点から、心理的負荷が「相当程度過重」であったと評価される状況は認められない。

以上より、請求人の業務における心理的負荷の総合評価は「弱」と判断されるものであり、業務によって精神障害を発病させるおそれのある程度の心理的負荷があったとは認められない。

(3) 業務以外の要因について

業務以外の心理的負荷の評価について、発病前おおむね6か月間に請求人の私生活においてスト

レスとなるような出来事の有無に関しては、調査の範囲内において不明であり、また、個体側要因についても問題は認められない。

- (4) 以上のことから、請求人の業務による心理的負荷の強度の総合評価は、「強」とは判断できず、請求人の精神障害は業務外とするのが妥当である。

したがって、監督署長が請求人に対してなした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。